

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	都留市

都留市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	都留市 産業課 農林振興担当
所在地	都留市上谷一丁目 1 番 1 号
電話番号	0554-43-1111
F A X 番号	0554-43-5049
メールアドレス	nourin@city.tsuru.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	山梨県都留市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	水稲	25千円 6a
	野菜類	538千円 25a
イノシシ	水稲	100千円 25a
	その他	0千円 0a
ニホンジカ	水稲	36千円 9a
	野菜類	690千円 32a
ハクビシン	野菜類	86千円 4a
	人家屋根裏等のへの住み着き 農作物被害	農地及び人家の庭先等で 目撃情報がある。
タヌキ	野菜類	不明
	人家屋根裏等のへの住み着き 農作物被害	農地及び人家の庭先等 で目撃情報がある。
アナグマ	野菜類	不明
アライグマ	野菜類	不明
	人家屋根裏等のへの住み着き 農作物被害	農地及び人家の庭先等 で目撃情報がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>「ニホンザル」</p> <p>市内におけるニホンザルの群れは、西桂郡、加畑群、金井群、小形山群及び田野倉群の5つが確認されており、主に市内北西部の禾生、宝、谷村、東桂地区を行動圏としているため、農作物被害等の発生個所もそれと重なる。年間を通して、目撃情報が寄せられており、人慣れが進んだ個体も見受けられる。</p>
--

西部地区（宝、谷村、東桂地区）においては、中山間地域総合整備事業において広域的に電気柵を整備したが、当該地区においても引き続き、目撃情報、農作物被害ともに報告されている。

「イノシシ」

農作物被害は市内全域で発生しており、里山に近い縁辺部での被害発生が多い傾向にある。近年では、市街地に近い場所の耕作放棄地を住処にする個体が増加しており、対応に手を焼いていた。

令和元年より山梨県内において豚熱（CSF）が発生したことにより、個体数及び被害状況は減少傾向にあったが、令和4年度からは再び増加傾向に転じている。

「ニホンジカ」

近年、個体数の増加が顕著であり、農家等からの被害報告も多くなっている。農作物被害だけでなく、人家付近への出没や乗用車との接触等の生活被害も発生している状況であり、ニホンジカによる被害防止対策が喫緊の課題となっている。

「ハクビシン・アナグマ・アナグマ」

各種小動物による被害は、市内全域で通年報告されている。人家の屋根裏への住み着き等の生活被害も報告されているため、有害個体の捕獲圧を強めていく必要がある。

「アライグマ」

アライグマについては、一定の捕獲頭数があり、目撃報告も寄せられているが、実際に市内にどの程度生息しているかについては把握できていない。特定外来生物であるため、目撃報告等があった際には、確実に駆除するための活動を実施していく。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
ニホンザル	563千円	31a	507千円	28a
イノシシ	100千円	25a	90千円	23a
ニホンジカ	726千円	41a	653千円	37a
ハクビシン	86千円	4a	77千円	4a
タヌキ	0千円	0a	0千円	0a

アナグマ	0千円 0a	0千円 0a
アライグマ	0千円 0a	0千円 0a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>捕獲体制としては東部猟友会都留支部の会員を中心に構成した「都留市鳥獣被害対策実施隊」が実施している。また、被害報告等があった際には対策方法等を伝え、被害発生箇所での指導、協議会で整備している檻等の捕獲用具の貸与を適宜行う。さらに、被害農家等から直接猟友会への捕獲依頼を促すことで、被害発生箇所での加害鳥獣への迅速な対応を行う。</p> <p>捕獲機材の導入については、その年の状況を踏まえ、くくりわなや箱わなを購入し、貸し出しを行っている。</p> <p>捕獲鳥獣の処理方法については、猟友会の捕獲を行った者に一任しているが、都留市と大月市が共同で運営しているごみ処理施設でも捕獲鳥獣の処理の受け入れが可能な体制が整った。</p>	<p>鳥獣被害対策実施隊員数の高齢化が顕著であり、数年後におけるの隊員数の激減が危惧される。しかし、現状では新規狩猟者等の担い手の確保が思うように進められてない。今後は、他県他市町村の事例を踏まえ都留市にあった新規担い手の確保の方法を考えなくてはならない。</p> <p>多くの市民が、捕獲のみが野生鳥獣からの被害防止の対策であるという思考であるため、今後は捕獲以外の柵による防除や、放置された野菜や果物等の誘因物の除去の重要性を広く周知する必要があると考える。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>有害鳥獣による被害防止の効果的な手段の一つとして、防護柵の設置を推奨しており、防護柵の設置を希望する個人及び団体に対し、資材購入費の補助を予算の範囲内で行う。</p>	<p>イノシシ用の電気柵については、比較的安価なものが市場に出始めているがニホンザル・ニホンジカ用のものについては高価であるものが多い。設置後の電気柵については、定期的な草刈り等が必要となり、適切な管</p>

	<p>中山間地域総合整備事業で西部地区（宝・東桂地区）において、約21,000mのニホンザル・イノシシ・ニホンジカ用の電気柵を整備しており、地元住民による計画的な管理によって、効果的な防除効果を上げている。この地区をモデル地区として捉え、防護柵の設置、管理についてさらなる啓蒙を図る。</p> <p>また、毎年継続して動物駆逐用煙火講習会を実施し、地域住民自らが追い払い活動を行う体制を整えることで、鳥獣被害に強い地域づくりを目指している。</p>	<p>理には労力がかかってしまう。また、野生鳥獣による農作物被害が発生した際、捕獲の依頼を受けるが、その前段階として、防護柵で野生鳥獣の農地への進入を防止するという意識が低い。そのため、市民の防護柵の必要性及び有効性への理解を深めていく必要がある。</p> <p>野菜の残渣、放任果樹及び農地の耕作放棄によるヤブ化が野生鳥獣を誘引する原因となることについて、まだまだ認識が甘く、管理が徹底されていないため、引き続き市内に広く周知をしていく必要がある。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>本市は中山間地域であり、山際の農地が山林化し、山と里の境界が不明瞭になっていることも有害鳥獣による被害の原因の一つとなっている。令和4年度には「都留市民有林整備事業費補助金」を創設し、補助メニューの一つとして緩衝帯の設置に関する費用の助成を行っている。</p> <p>また、ニホンザルを中心とした有害鳥獣を誘引する原因となっている放任果樹の除去に関しても、HP等で周知を図り、地域住民による除去を促している。</p>	<p>現地は樹木が根付く程山林化している箇所が多く、緩衝帯を設置するには、立木の伐採等専門的技術を要する。しかし、実際に作業を行う林業の担い手が不足していることから、市内各地での実施が困難な状況である。</p> <p>今後は、地域住民の協働も含めた林業の担い手育成にも注力していく。また、補助金の創設は行ったが、活用実績が少なく、周知が徹底していないことも考えられるため、引き続き市内に広く周知をしていく必要がある。</p> <p>放任果樹の除去に関しても、市内各所で、見られる状況であるため、引き続き市内に広く周知をしていく必要がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・

管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

都留市は、ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ等の様々な野生動物の生息地であるため、人間と野生動物が共存できる環境づくりが重要であるので、緩衝帯の整備や生き物の住みやすい森づくりを進めていく。

また、中山間地域であるため、防護柵等の鳥獣害防止施設も農地に必要な設備の一つと捉えた農地形成を目指す必要がある、防護柵等の設置及び管理についての知識の啓蒙に努める。併せて、中山間地域総合整備事業において、西部地区（宝地区、東桂地区）に電気柵を設置し、この地区での野生鳥獣による被害の減少を図るとともに、東部地区の事業化に向けた動きも推進する。

都留市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲及び管理捕獲の実施による生息数の適性化を図るとともに、ニホンザルについては、テレメトリ調査を実施することで、生息数及び生息域を把握し、捕獲活動及び的確な追払い活動につなげていく。また、併せて動物駆逐用煙火による追払いを地域住民が主体となって取り組んでいく体制を作る。

ハクビシン・タヌキ・アナグマについては、誘引物の管理を徹底していく中で、防護柵等の対策を講じても被害が収まらない場合などは、適宜捕獲活動を進めていく。

アライグマについては、特定外来生物のため、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、適切な対応を講じていく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

「都留市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、実施隊は市長の要請により隊長が隊員を招集し、対象鳥獣の捕獲等を行う。

- 実施隊員は、①産業課長及び市の職員のうちから市長が指名する者
②被害防止計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者（非常勤職員）のうちから市長が任命する者からなり、対象鳥獣捕獲員については、実施隊員であって、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る

損害賠償能力を有している者のうちから、市長が指名又は任命する。実施隊にあっては、実施隊の業務を統括する隊長（産業課長）と副隊長が置かれ、出動にあたっては、隊長が隊員の編成を行い、隊員は隊長の指揮の下に組織的に活動を行う。

ニホンザル・イノシシ・ニホンジカは、特定鳥獣保護管理計画及び実施計画等に則り、捕獲目標頭数を調整し、鳥獣保護法第9条第1項に規定する「特定鳥獣の数の調整の目的」で捕獲を実施する。

ハクビシン・タヌキ・アナグマについては、近年において、農作物被害報告が増加傾向であり、被害も小さいものとは言えないため、「有害鳥獣捕獲」により適宜捕獲活動を進めていく予定である。

アライグマについては、特定外来生物であり、近隣市町村でも被害を出しているため、被害の拡大を防ぐためにも、強力な捕獲圧をかける。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ	狩猟免許の取得及び動物駆逐用煙火講習について、広報やホームページ、SNS等で周知する。 捕獲の担い手に関しては、新規狩猟者確保助成金の活用により狩猟免許取得者の確保を図り、地域の猟友会にて育成を行う。 捕獲檻を導入し、捕獲を実施する。
6年	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アナグマ	狩猟免許の取得及び動物駆逐用煙火講習について、広報やホームページ、SNS等で周知する。 捕獲の担い手に関しては、新規狩猟者確保助成金の活用により狩猟免許取得者の確保を図り、地域の猟友会にて育成を行う。

	アライグマ	捕獲檻を導入し、捕獲を実施する。
7年	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ	狩猟免許の取得及び動物駆逐用煙火講習について、広報やホームページ、SNS等で周知する。 捕獲の担い手に関しては、新規狩猟者確保助成金の活用により狩猟免許取得者の確保を図り、地域の猟友会にて育成を行う。 捕獲檻を導入し、捕獲を実施する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

近年の捕獲実績

	令和1年度			令和2年度			令和3年度		
	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計
ニホンザル	9	20	29	9	33	42	7	26	33
イノシシ	160	50	210	19	50	69	9	40	49
ニホンジカ	58	239	297	63	199	262	182	210	392
ハクビシン	26	-	26	24	-	24	27	-	27
タヌキ	53	-	53	33	-	33	24	-	24
アナグマ	49	-	49	32	-	32	46	-	46
アライグマ	2	-	2	1	-	1	8	-	8
捕獲総数	357	309	666	171	322	463	303	276	579

捕獲計画数等の設定の考え方

ニホンザルについては、市内で5群が確認されており、山梨県特定鳥獣(ニホンザル)保護管理計画によると、1群平均47頭と推定されている。群れで農地に出没し、壊滅的な被害を出すことに加え、人を見ても恐れずに、威嚇する等、人馴れが進んでいるため、継続的な追い払い活動及び加害個体の選択的な捕獲を進める。

イノシシについては、山梨県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画を参考にして、農地周辺の生息数を極小化することを目標とする。過去の捕獲実績を見ると5年程度の周期で大量出没が起こり、捕獲数が急激に増加することで、翌年の捕獲数が減少する傾向が伺えるが、各年のバラツキを考慮して設定した。

ニホンジカについては、近年の爆発的な個体数の増加に伴い、年々、

捕獲数が増加している状況であり、山梨県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画を参考にして、メスの個体を重点的に捕獲することで、今後も増加すると予想される被害に対応していく。

ハクビシン、タヌキ及びアナグマについては、農作物被害に加え、人家屋根裏等への住み着きや掘り返しが報告されるため、農地及び人家周辺を生息域とする加害個体を中心に捕獲していく。

アライグマについては、特定外来生物に指定されているため、目撃情報及び農作物被害が確認された場所で徹底した捕獲活動を実施することで、個体数及び被害の減少を図り、野外からの排除を目指すこととする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
ニホンザル	各年度：管理捕獲 35 頭、有害駆除捕獲 10 頭（ただし、各年度、県から指示される管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討）		
イノシシ	各年度：管理捕獲 45 頭、有害駆除捕獲 50 頭（ただし、各年度、県から指示される管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討）		
ニホンジカ	各年度：管理捕獲 200 頭、有害駆除捕獲 100 頭（ただし、各年度、県から指示される管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討）		
ハクビシン	各年度：有害駆除捕獲 20 頭（ただし、各年度、管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討）		
タヌキ	各年度：有害駆除捕獲 30 頭（ただし、各年度、管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討）		
アナグマ	各年度：有害駆除捕獲 40 頭（ただし、各年度、管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討）		

アライグマ	各年度：防除頭数5頭（ただし、各年度、防除頭数については被害状況により捕獲を勘案し再検討）
-------	---

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

対象鳥獣	捕獲等の取組内容		
	捕獲手段	捕獲期間	捕獲場所
ニホンザル	専用捕獲檻 銃器による捕獲	管理捕獲は年間 有害駆除捕獲は被害発生時	加害群生息地 夏狩、金井、加畑、 大幡、小形山
イノシシ	専用捕獲檻 くくりわな 銃器を用いた追い込み による捕獲（山林のみ）	管理捕獲は年間 有害駆除捕獲は被害発生時	里山や耕作放棄地 周辺山間地
ニホンジカ	専用捕獲檻 くくりわな 銃器を用いた追い込み による捕獲（山林のみ）	管理捕獲は年間 有害駆除捕獲は被害発生時	里山や耕作放棄地 周辺山間地
ハクビシン	中型動物用箱わな	被害発生時	被害発生場所
タヌキ	中型動物用箱わな	被害発生時	被害発生場所
アナグマ	中型動物用箱わな	被害発生時	被害発生場所
アライグマ	中型動物用箱わな	被害発生・目撃時	被害発生・目撃場所

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
------	------

都留市	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ
-----	---------------------------------------

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R5年度	R6年度	R7年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	電気柵・防護柵 0m <small>(中山間地域総合整備事業)</small>	電気柵・防護柵 約1,207m <small>(中山間地域総合整備事業)</small>	電気柵・防護柵 約1,208m <small>(中山間地域総合整備事業)</small>

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R5年度	R6年度	R7年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	整備地区の自治会、保全会と委託契約を結び、地域住民による定期的な点検、維持管理を行うとともに、必要に応じて煙火による追い払い活動を行う。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5年	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ	農地や住宅地での残渣や未収穫の野菜等の適切な処理について市広報やホームページ及び現地での指導を行うとともに、既存の電気柵等の防除施設の適切な管理体制を構築する。 また、協議会により捕獲用具及び追い払い用

	アナグマ アライグマ	備品等を整備して貸与することで、都留市鳥獣被害対策実施隊による効果的な捕獲体制、農家自身による追い払い体制の強化を図る。 ニホンザルについては、発信機を装着した個体を放獣してテレメトリ調査を実施することで、生息状況を把握し、効果的な対策を検討していく。
6年	同上	令和5年度までの活動を継続するとともに、増加が懸念されているニホンジカ及びアライグマ等についても生息・被害状況を把握し、現状に即した対策を実施していく。
7年	同上	前年度までの活動を継続するとともに、増加が懸念されているニホンジカ及びアライグマ等についても生息・被害状況を把握し、現状に即した対策を実施していく。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
都留市産業課	情報の収集 関係機関への連絡 住民の安全確保（広報活動等）
都留市消防本部	防災無線放送 防災つるメールの配信 住民の安全確保（広報活動等） 消防団への協力要請
大月警察署生活安全課	住民の安全確保 捕獲・処分等の指示
都留市鳥獣被害対策実施隊	捕獲・処分

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等 → 市（警察） → 警察（市） → 鳥獣被害対策実施隊

都留市産業課に連絡が入り関係機関の協力が必要と認めた場合は、都留市消防本部・大月警察署 生活安全課、都留市鳥獣被害対策実施隊に連絡を入れる。捕獲・処分が必要な状況であれば、大月警察署 生活安全課の指示により、都留市鳥獣被害対策実施隊員が捕獲・処分を実行する。

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンザル・ハクビシン・タヌキの小型獣類については、可能な限り焼却施設に依頼して焼却により処分を実施する。

イノシシ及びニホンジカ等の大型獣類については、埋却等の適切な処分を実施する。

アライグマについては、林務環境事務所に搬送し調査した後に適切な処分を実施する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状は、食品衛生法の基準を満たす食肉加工用施設が近隣になく、食品利用は困難な状況である。 処理施設整備の体制が整い次第、食品利用を積極的に進めていく。
ペットフード	ペットフード利用の供給体制は整っているため、加工施設整備の体制が整い次第、食品利用と合わせて、ペットフード利用についても、積極的に進めていく。
皮革	山梨県にて、県の認証制度（やまなしジビエ認証制度）を活用した皮革利用の推進を行っているため、加工施設整備の体制が整い次第、皮革についても検討していく。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等で	

のと体給餌、学術研究等)	
--------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

現状、採算の合う処理加工施設の運営体制が整っていないため、まずは、運営主体となる人材を確保する。(地域おこし協力隊制度等の活用を検討)

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理加工に携わる者の育成 地域おこし協力隊制度等を活用した人材の確保や、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した講習や研修会の開催による人材育成を行う。 ・ 捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成 処理加工施設の整備体制が整い次第、捕獲を実施する鳥獣被害対策実施隊に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した講習や研修会の開催し人材育成を行う。
--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
都留市産業課	計画全体の総括 被害状況等の取りまとめ 協議会事務局
都留市農業委員会及び 農地利用最適化推進委員	農業者等からの意見集約
東部猟友会都留支部	狩猟に関すること、有害鳥獣捕獲の実施
都留市鳥獣被害対策実施隊	管理捕獲、有害鳥獣捕獲、追い払いの実施
鳥獣保護員	捕獲に関する指導・助言
クレイン農業協同組合	対象地域を巡回し情報提供
鳥獣害防止技術指導員	有害鳥獣関連の情報提供
株式会社 プロテクトJ	有害鳥獣関連の情報提供
富士・東部農務事務所	農業分野に関する技術的支援
富士・東部林務環境事務所	林業分野に関する技術的支援

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県富士山科学研究所	有害鳥獣関連の情報提供
山梨県総合農業技術センター	有害鳥獣関連の情報提供
NPO法人甲斐けもの社中	有害鳥獣関連の情報提供、追い払い

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成26年4月1日から「都留市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、令和4年度において隊員数は108名である。</p> <p>隊員は①都留市産業課長及び市の職員のうちから市長が指名する者</p> <p>②本計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者のうちから市長が任命する者をもって充て、このうち、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有している者のうちから対象鳥獣捕獲員を市長が指名又は任命する。</p> <p>構成としては、東部猟友会都留支部及び川棚集落の農家である。</p> <p>活動内容は、①鳥獣の被害防止に関する業務</p> <p>②地域住民と連携した追い払い活動に関する業務</p> <p>③鳥獣の捕獲及び駆除に関する業務</p> <p>④鳥獣の捕獲等で、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急的に行う必要がある業務</p> <p>⑤その他鳥獣による被害を軽減させるために必要と認める業務とする。</p>
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

山梨県、山梨県富士山科学研究所、近隣市町村等の関係機関との連携を密にして、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。